

2008年漁業センサス調査票 新旧対照表（案）

Ⅶ 流通加工調査 魚市場調査票

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																				
【魚市場調査票】 〈指標欄〉 秘 指定統計第67号 漁業センサス 農林水産省 2008年漁業センサス 流通加工調査 様式調査第〇号 魚市場調査票（案） 平成20年11月1日調査 この調査票は、統計以外の目的 （税金の徴収等）に使用すること はありません。 〔指標欄〕 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th></th><th>大海区</th><th>都府県 (支庁)</th><th>市区町村</th><th>漁業地区</th><th>市場 一連番号</th></tr> <tr> <td>名 称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>番 号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 市 場 名 市場の種類 { 1 中央卸売市場 2 地方卸売市場 3 その他 開設者の組織形態 { 1 地方公共団体 2 漁業協同組合 3 漁業協同組合連合会 4 会 社 5 個 人 〔記入上の注意事項〕 - 記入に当たっては「魚市場調査票の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。 - 調査票の内容については、本年（平成20年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの1年間について記入してください。 - 調査票への記入は、黒の鉛筆がシャープペンシルで記入してください。 - 数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。 記入に当たって分からない点がありましたら、統計調査員におたずねください。 月 日 に調査票の回収に伺いますので、それまでに該当する箇所の記入をお願いします。 統計調査員氏名 電 話 番 号		大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	市場 一連番号	名 称						番 号						【水産物流通機関調査票（Ⅰ）〔魚市場用〕】 〈指標欄〉 秘 指定統計第67号 漁業センサス 農林水産省 様式調査第8号 2003年漁業センサス 流通加工調査 水産物流通機関調査票（Ⅰ） 〔魚市場用〕 平成15年11月1日調査 この調査票は、統計以外の目的（税金の 徴収など）に使用することはありません。 大海区名 〔指標欄〕 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th></th><th>大海区</th><th>都府県 (支庁)</th><th>市区町村</th><th>漁業地区</th><th>市場一連 番 号</th></tr> <tr> <td>名 称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>番 号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 市 場 名 記入上の留意事項 - この調査票は、魚市場の方が直接記入していただくようお願いします。 - 記入に当たっては、「水産物流通機関調査票（Ⅰ）の記入の仕方」の注意事項及び調査票に記載されている注意事項をよく読んで記入されるようお願いします。 - 調査票の内容については、本年（平成15年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。なお、過去1年間という場合は、平成14年1月1日から平成14年12月31日までを指します。 - 調査票への記入には、シャープペンシルが鉛筆を使用して下さい。 - 数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右につめて記入して下さい。 次回、お伺いしますのは 月 日 ですので、それまでに該当箇所の記入をお願いします。 なお、記入に当たって分からない点がありましたら、調査員におたずねください。 調査員氏名 電 話 番 号		大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	市場一連 番 号	名 称						番 号						（追加） 市場の種類及び市場の開設者については、分類指標であるため、調査項目から指標欄に移動
	大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	市場 一連番号																																	
名 称																																						
番 号																																						
	大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	市場一連 番 号																																	
名 称																																						
番 号																																						

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																								
1 水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積を㎡単位で記入してください。 001 (㎡)	1 市場の種類について、いずれか一つに○印を記入して下さい。 <table> <tr><td>中央卸売市場</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>地方卸売市場</td><td>①</td><td>2</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td>3</td></tr> </table> 「その他」の内容を具体的に記入します。 2 市場の開設者について、いずれか一つに○印を記入して下さい。 <table> <tr><td>地方公共団体</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>漁業協同組合</td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>漁協連合会</td><td>②</td><td>3</td></tr> <tr><td>会社</td><td></td><td>4</td></tr> <tr><td>個人</td><td></td><td>5</td></tr> </table> 3 水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積を㎡単位で記入してください。 ③ (㎡)	中央卸売市場		1	地方卸売市場	①	2	その他		3	地方公共団体		1	漁業協同組合		2	漁協連合会	②	3	会社		4	個人		5	(削除) 市場の種類については、分類指標であるため、調査項目から指標欄に移動 集計外項目のため、「その他」の内容を具体的に記入する欄を削除 (削除) 市場の開設者については、分類指標であるため、調査項目から指標欄に移動 (変更なし)
中央卸売市場		1																								
地方卸売市場	①	2																								
その他		3																								
地方公共団体		1																								
漁業協同組合		2																								
漁協連合会	②	3																								
会社		4																								
個人		5																								

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																																																																																																																																																																																																									
2 11月1日現在、魚市場に所属する水産物卸売業者と水産物買受人の業者数を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>水産物卸売業者数</td> <td>002</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(業者)</td> </tr> <tr> <td>水産物買受人数</td> <td>003</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	水産物卸売業者数	002									(業者)	水産物買受人数	003										4 11月1日現在、魚市場に所属する水産物卸売業者と水産物買受人の業者数を記入して下さい。 <table border="1"> <tr> <td>水産物卸売業者数</td> <td>④</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(人)</td> </tr> <tr> <td>水産物買受人数</td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	水産物卸売業者数	④									(人)	水産物買受人数	⑤										(変更) 卸売業者及び買受人は事業主体であるため、単位を「人」から「業者」に変更																																																																																																																																																																																																													
水産物卸売業者数	002									(業者)																																																																																																																																																																																																																																																	
水産物買受人数	003																																																																																																																																																																																																																																																										
水産物卸売業者数	④									(人)																																																																																																																																																																																																																																																	
水産物買受人数	⑤																																																																																																																																																																																																																																																										
3 過去1年間（平成19年1月1日～12月31日）の取扱高について、数量欄に水産物取扱数量を、金額欄に水産物取扱金額を記入してください。 (トン) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">数 量</td> <td>総数</td> <td>004</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち活魚</td> <td>005</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>水揚量</td> <td>006</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>搬入量</td> <td>007</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち輸入品</td> <td>008</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> (万円) <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">金 額</td> <td>総額</td> <td>009</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち活魚</td> <td>010</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち輸入品</td> <td>011</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	数 量	総数	004														うち活魚	005														水揚量	006														搬入量	007														うち輸入品	008														金 額	総額	009														うち活魚	010														うち輸入品	011														5 過去1年間に開場した日数を記入して下さい。 (日) <table border="1"> <tr> <td>年間開場日数</td> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 6 過去1年間の取扱高について、数量欄に水産物取扱数量を、金額欄に水産物取扱金額を記入してください。 (トン) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">数 量</td> <td>総数</td> <td>⑦</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち活魚</td> <td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>水揚量</td> <td>⑨</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>搬入量</td> <td>⑩</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち輸入品</td> <td>⑪</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> (万円) <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">金 額</td> <td>総額</td> <td>⑫</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち活魚</td> <td>⑬</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち輸入品</td> <td>⑭</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	年間開場日数	⑥				数 量	総数	⑦														うち活魚	⑧														水揚量	⑨														搬入量	⑩														うち輸入品	⑪														金 額	総額	⑫														うち活魚	⑬														うち輸入品	⑭														(削除) 不定期に開場する市場は調査対象外としており、通年営業する市場では開場日数に大きな差はないことから項目を削除 なお、年間250日以上開場した市場が約8割を占めている (変更なし)
数 量		総数	004																																																																																																																																																																																																																																																								
		うち活魚	005																																																																																																																																																																																																																																																								
		水揚量	006																																																																																																																																																																																																																																																								
		搬入量	007																																																																																																																																																																																																																																																								
	うち輸入品	008																																																																																																																																																																																																																																																									
金 額	総額	009																																																																																																																																																																																																																																																									
	うち活魚	010																																																																																																																																																																																																																																																									
	うち輸入品	011																																																																																																																																																																																																																																																									
年間開場日数	⑥																																																																																																																																																																																																																																																										
数 量	総数	⑦																																																																																																																																																																																																																																																									
	うち活魚	⑧																																																																																																																																																																																																																																																									
	水揚量	⑨																																																																																																																																																																																																																																																									
	搬入量	⑩																																																																																																																																																																																																																																																									
	うち輸入品	⑪																																																																																																																																																																																																																																																									
金 額	総額	⑫																																																																																																																																																																																																																																																									
	うち活魚	⑬																																																																																																																																																																																																																																																									
	うち輸入品	⑭																																																																																																																																																																																																																																																									

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																						
4 11月1日現在、魚市場において、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器について、すべてに○印を記入してください。 <table><tr><td>海水処理装置</td><td rowspan="5">012</td><td>1</td></tr><tr><td>砕氷・製氷機</td><td>2</td></tr><tr><td>脱臭装置、排ガス処理装置</td><td>3</td></tr><tr><td>水産加工機器</td><td>4</td></tr><tr><td>その他の</td><td>5</td></tr></table>	海水処理装置	012	1	砕氷・製氷機	2	脱臭装置、排ガス処理装置	3	水産加工機器	4	その他の	5	7 活魚槽の有無について、いずれか一つに○印を記入して下さい。 <table><tr><td>活魚槽あり</td><td rowspan="2">15</td><td>1</td></tr><tr><td>活魚槽なし</td><td>2</td></tr></table> 8 安心・品質確保のために導入した衛生管理施設への投資金額について、過去5年間の総額に該当する金額区分一つに○印を記入して下さい。 <table><tr><td>100万円未満</td><td rowspan="8">16</td><td>1</td></tr><tr><td>100万～500万円</td><td>2</td></tr><tr><td>500万～1,000万円</td><td>3</td></tr><tr><td>1,000～5,000万円</td><td>4</td></tr><tr><td>5,000万～1億円</td><td>5</td></tr><tr><td>1億～5億円</td><td>6</td></tr><tr><td>5億～10億円</td><td>7</td></tr><tr><td>10億円以上</td><td>8</td></tr></table> 9 市場における廃棄物の再生利用への取組みについて、該当するものすべてに○印を記入して下さい。 <table><tr><td rowspan="6">廃棄物の再生利用</td><td rowspan="3">魚類等 さんしの残滓</td><td>市場で再生処理している</td><td>17</td><td>1</td></tr><tr><td>再生処理の業者に引き渡し</td><td>18</td><td>2</td></tr><tr><td>廃棄処理の業者に引き渡し</td><td>19</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="3">魚箱</td><td>市場で再生利用している</td><td>20</td><td>4</td></tr><tr><td>再生処理の業者に引き渡し</td><td>21</td><td>5</td></tr><tr><td>廃棄処理の業者に引き渡し</td><td>22</td><td>6</td></tr></table>	活魚槽あり	15	1	活魚槽なし	2	100万円未満	16	1	100万～500万円	2	500万～1,000万円	3	1,000～5,000万円	4	5,000万～1億円	5	1億～5億円	6	5億～10億円	7	10億円以上	8	廃棄物の再生利用	魚類等 さんしの残滓	市場で再生処理している	17	1	再生処理の業者に引き渡し	18	2	廃棄処理の業者に引き渡し	19	3	魚箱	市場で再生利用している	20	4	再生処理の業者に引き渡し	21	5	廃棄処理の業者に引き渡し	22	6	（削除） 年間取扱高に占める活魚の割合は少なく、数量で約2％、金額で約7％となっており、また過去の調査結果から大きな変動はなく推移していることから項目を削除 （変更） 2003年漁業センサスでは「衛生管理施設への投資金額」として市場の品質管理等への対応状況を把握していたが、魚市場の品質管理の高度化に対応して施設整備の有無を把握 〈関係部局と調整中〉 （削除） 報告者負担の軽減を図る観点から2008年は調査を休止
海水処理装置	012		1																																																					
砕氷・製氷機			2																																																					
脱臭装置、排ガス処理装置			3																																																					
水産加工機器			4																																																					
その他の		5																																																						
活魚槽あり	15	1																																																						
活魚槽なし		2																																																						
100万円未満	16	1																																																						
100万～500万円		2																																																						
500万～1,000万円		3																																																						
1,000～5,000万円		4																																																						
5,000万～1億円		5																																																						
1億～5億円		6																																																						
5億～10億円		7																																																						
10億円以上		8																																																						
廃棄物の再生利用	魚類等 さんしの残滓	市場で再生処理している	17	1																																																				
		再生処理の業者に引き渡し	18	2																																																				
		廃棄処理の業者に引き渡し	19	3																																																				
	魚箱	市場で再生利用している	20	4																																																				
		再生処理の業者に引き渡し	21	5																																																				
		廃棄処理の業者に引き渡し	22	6																																																				

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由												
	10 取引後の電算処理について、該当するものすべてに○印を記入して下さい。 <table border="1" data-bbox="958 399 1471 608"> <tr> <td data-bbox="958 399 1256 451">市況情報の電算入力</td><td data-bbox="1256 399 1312 451">㉓</td><td data-bbox="1312 399 1471 451">1</td></tr> <tr> <td data-bbox="958 451 1256 504">精算業務の電算入力</td><td data-bbox="1256 451 1312 504">㉔</td><td data-bbox="1312 451 1471 504">2</td></tr> <tr> <td data-bbox="958 504 1256 557">決済業務の電算入力</td><td data-bbox="1256 504 1312 557">㉕</td><td data-bbox="1312 504 1471 557">3</td></tr> <tr> <td data-bbox="958 557 1256 608">すべて手集計</td><td data-bbox="1256 557 1312 608">㉖</td><td data-bbox="1312 557 1471 608">4</td></tr> </table>	市況情報の電算入力	㉓	1	精算業務の電算入力	㉔	2	決済業務の電算入力	㉕	3	すべて手集計	㉖	4	(削除) 報告者負担の軽減を図る観点から、2008年は調査を休止
市況情報の電算入力	㉓	1												
精算業務の電算入力	㉔	2												
決済業務の電算入力	㉕	3												
すべて手集計	㉖	4												

2008年漁業センサス調査票 新旧対照表（案）

Ⅷ 流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																				
【冷凍・冷蔵、水産加工場調査票】 〈指標欄〉 秘 指定統計第67号 漁業センサス 農林水産省 2008年漁業センサス 流通加工調査 様式調第〇号 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票(案) 平成20年11月1日調査 この調査票は、統計以外の目的 (税金の徴収等)に使用すること はありません。 〔指標欄〕 <table><tr><td></td><td>大海区</td><td>都府県 (支庁)</td><td>市区町村</td><td>漁業地区</td><td>事業所 一連番号</td></tr><tr><td>名 称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>番 号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 事業所名 ※複数の事業所（工場）で操業している会社等の事業所の場合には、会社名と事業所名の両方を記入してください。（例：〇〇水産（株）△△工場） 事業所の形態 1 個人 2 会社 3 水産業協同組合 4 その他の組合 5 その他 【記入上の注意事項】 1 記入に当たっては「冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。 2 調査票の内容については、本年（平成20年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入してください。 3 調査票への記入は、黒の鉛筆がシャープペンシルで記入してください。 4 数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。 記入に当たって分からない点がありましたら、統計調査員におたずねください。 月 日 に調査票の回収に伺いますので、それまでに該当する箇所の記入をお願いします。 統計調査員氏名 電 話 番 号		大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	事業所 一連番号	名 称						番 号						【冷凍・冷蔵、水産加工場調査票】 〈指標欄〉 秘 指定統計第67号 漁業センサス 農林水産省 2003年漁業センサス 流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票 様式調第11号 平成15年11月1日調査 この調査票は、統計以外の目的（税金の 徴収など）に使用することはありません。 〔指標欄〕 <table><tr><td></td><td>大海区</td><td>都府県 (支庁)</td><td>市区町村</td><td>漁業地区</td><td>事業所 一連番号</td></tr><tr><td>名 称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>番 号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 事業所名 「本社名」及び「本社所在地」は、事業所が「本社」又は「本店」以外の場合のみ記入して下さい。 本 社 名 本 社 所 在 地 記入上の留意事項 1 この調査票は、事業所の方が直接記入していただくようお願いいたします。 2 記入に当たっては、「冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の記入の仕方」の注意事項及び調査票に記載されている注意事項をよく読んで記入されるようお願いいたします。 3 調査票の内容については、本年（平成15年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。なお、過去1年間という場合は、平成14年11月1日から平成15年10月31日までを指します。 4 調査票への記入には、シャープペンシルが鉛筆を使用して下さい。 5 数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入して下さい。 次回、お伺いするのは 月 日 ですので、それまでに該当箇所の記入をお願いします。 なお、記入に当たって分からない点がありましたら、調査員におたずねください。 調査員氏名 電 話 番 号		大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	事業所 一連番号	名 称						番 号						（追加） 事業所の形態については、分類指標であるため、調査項目から指標欄に移動
	大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	事業所 一連番号																																	
名 称																																						
番 号																																						
	大海区	都府県 (支庁)	市区町村	漁業地区	事業所 一連番号																																	
名 称																																						
番 号																																						

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																															
I 共通部分 1 「営んだ事業」には過去1年間に営んだ全ての事業に○印を記入し、「主とする事業」には、営んだ事業のうち事業の収入が一番多かったものの一つに○印を記入してください。 <table><tr><td></td><td></td><td>冷凍・冷蔵倉庫業</td><td>水産加工業</td><td>漁業・養殖業</td><td>水産物卸売業</td><td>水産物仲卸（買）業</td><td>水産物小売業</td><td>その他</td></tr><tr><td>営んだ事業</td><td>001</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>主とする事業</td><td>002</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>			冷凍・冷蔵倉庫業	水産加工業	漁業・養殖業	水産物卸売業	水産物仲卸（買）業	水産物小売業	その他	営んだ事業	001	1	2	3	4	5	6	7	主とする事業	002	1	2	3	4	5	6	7	〔I〕共通部分 1 事業所の形態について、いずれか一つに○印を記入して下さい。 <table><tr><td>個人</td><td>1</td></tr><tr><td>会社</td><td>2</td></tr><tr><td>組合</td><td>3</td></tr><tr><td>水産業協同組合</td><td>①</td></tr><tr><td>その他</td><td>4</td></tr><tr><td>その他</td><td>5</td></tr></table> 「その他」の内容を具体的に記入します。 2 過去1年間に営んだ事業について、該当するものすべてに○印を、「主とする事業」欄には、事業の収入が一番多かったものの番号（1～7のうち一つ）を記入して下さい。 <table><tr><td>冷凍・冷蔵倉庫業</td><td>②</td><td>1</td></tr><tr><td>水産加工業</td><td>③</td><td>2</td></tr><tr><td>漁業・養殖業</td><td>④</td><td>3</td></tr><tr><td>水産物卸売業</td><td>⑤</td><td>4</td></tr><tr><td>水産物仲卸（買）業</td><td>⑥</td><td>5</td></tr><tr><td>水産物小売業</td><td>⑦</td><td>6</td></tr><tr><td>その他</td><td>⑧</td><td>7</td></tr><tr><td>主とする事業</td><td>⑨</td><td></td></tr></table> 「その他」の内容を具体的に記入します。	個人	1	会社	2	組合	3	水産業協同組合	①	その他	4	その他	5	冷凍・冷蔵倉庫業	②	1	水産加工業	③	2	漁業・養殖業	④	3	水産物卸売業	⑤	4	水産物仲卸（買）業	⑥	5	水産物小売業	⑦	6	その他	⑧	7	主とする事業	⑨		（削除） 事業所の形態については、分類指標であるため、調査項目から指標欄に移動 集計外項目のため、「その他」の内容を具体的に記入する欄を削除 （一部削除） 集計外項目のため、「その他」の内容を具体的に記入する欄を削除
		冷凍・冷蔵倉庫業	水産加工業	漁業・養殖業	水産物卸売業	水産物仲卸（買）業	水産物小売業	その他																																																									
営んだ事業	001	1	2	3	4	5	6	7																																																									
主とする事業	002	1	2	3	4	5	6	7																																																									
個人	1																																																																
会社	2																																																																
組合	3																																																																
水産業協同組合	①																																																																
その他	4																																																																
その他	5																																																																
冷凍・冷蔵倉庫業	②	1																																																															
水産加工業	③	2																																																															
漁業・養殖業	④	3																																																															
水産物卸売業	⑤	4																																																															
水産物仲卸（買）業	⑥	5																																																															
水産物小売業	⑦	6																																																															
その他	⑧	7																																																															
主とする事業	⑨																																																																

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																		
2 11月1日現在の従業者数を記入してください。 <table><tr><td rowspan="2">常 雇</td><td>男</td><td>003</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>女</td><td>004</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">うち、外国人</td><td>005</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td rowspan="2">臨時雇・日雇</td><td>男</td><td>006</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>女</td><td>007</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">うち、外国人</td><td>008</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	常 雇	男	003					女	004					うち、外国人		005					臨時雇・日雇	男	006					女	007					うち、外国人		008					3 11月1日現在の従業者数を記入して下さい。 <table><tr><td rowspan="2">常 雇</td><td>男 性</td><td>⑩</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>女 性</td><td>⑪</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">臨時雇・日雇</td><td>男 性</td><td>⑫</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>女 性</td><td>⑬</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	常 雇	男 性	⑩					女 性	⑪					臨時雇・日雇	男 性	⑫					女 性	⑬					(追加、変更) 1 水産加工業における外国人の就業実態を把握するため、常雇、臨時雇・日雇別の外国人従業者数を追加 2 「男性」「女性」の表現を「男」「女」に変更 3 産業統計の視点から、常雇及び臨時雇・日雇の定義を事業所・企業統計等の定義に合わせる。 「常雇」 雇用契約 → 1か月以上雇用 1年以上 「臨時雇・日雇」 雇用契約 → 1か月以内の雇用、 1年未満 又は日々雇用 (変更) 食品の安全性の確保や品質管理への対応状況をより具体的にとらえるため、水産加工場についてのみ、HACCP手法に基づく製造工程管理に限定して状況等を把握 (Ⅷ-6 ページに記載)
常 雇		男	003																																																																	
	女	004																																																																		
うち、外国人		005																																																																		
臨時雇・日雇	男	006																																																																		
	女	007																																																																		
うち、外国人		008																																																																		
常 雇	男 性	⑩																																																																		
	女 性	⑪																																																																		
臨時雇・日雇	男 性	⑫																																																																		
	女 性	⑬																																																																		
4 貴事業所において、安全・品質確保のために導入した衛生管理施設への投資金額について、過去5年間の総額に該当する金額区分一つに○印を記入して下さい。 <table><tr><td>100万円未満</td><td rowspan="6">⑭</td><td>1</td></tr><tr><td>100万～500万円</td><td>2</td></tr><tr><td>500万～1,000万円</td><td>3</td></tr><tr><td>1,000万～5,000万円</td><td>4</td></tr><tr><td>5,000万～1億円</td><td>5</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>6</td></tr></table>	100万円未満	⑭	1	100万～500万円	2	500万～1,000万円	3	1,000万～5,000万円	4	5,000万～1億円	5	1億円以上	6																																																							
100万円未満	⑭		1																																																																	
100万～500万円			2																																																																	
500万～1,000万円			3																																																																	
1,000万～5,000万円			4																																																																	
5,000万～1億円			5																																																																	
1億円以上		6																																																																		

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																																																																												
Ⅱ 冷凍・冷蔵工場について 1 冷凍・冷蔵庫の用途について、いずれか一つに○印を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>営</td> <td>業</td> <td>用</td> <td rowspan="2">009</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>自</td> <td>家</td> <td>用</td> <td>2</td> </tr> </table> 2 「利用者」には、過去1年間に冷凍・冷蔵庫を利用した全ての利用者に○印を記入し、「主な利用者」には、入庫量が一番多かったものに○印を記入してください。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">寄 託 品</th> <th rowspan="2">自 営</th> </tr> <tr> <th>水産業協同組合</th> <th>組 合 員</th> <th>水産会社</th> <th>卸 売 業 者</th> <th>買 受 人</th> <th>加 工 業 者</th> <th>そ の 他</th> </tr> <tr> <td>利 用 者</td> <td>010</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>主 な 利 用 者</td> <td>011</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> </table> 3 冷凍・冷蔵庫の冷蔵能力（収容トン数）及び1日当たりの凍結能力をトン単位で記入してください。 (トン) <table border="1"> <tr> <td>冷 蔵 能 力</td> <td>012</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (トン/日) <table border="1"> <tr> <td>凍 結 能 力</td> <td>013</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	営	業	用	009	1	自	家	用	2			寄 託 品							自 営	水産業協同組合	組 合 員	水産会社	卸 売 業 者	買 受 人	加 工 業 者	そ の 他	利 用 者	010	1	2	3	4	5	6	7	8	主 な 利 用 者	011	1	2	3	4	5	6	7	8	冷 蔵 能 力	012							凍 結 能 力	013							〔Ⅱ〕 冷凍・冷蔵工場 1 冷凍・冷蔵庫の用途について、いずれか一つに○印を記入して下さい。 <table border="1"> <tr> <td>営</td> <td>業</td> <td>用</td> <td rowspan="2">①</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>自</td> <td>家</td> <td>用</td> <td>2</td> </tr> </table> 2 過去1年間の冷凍・冷蔵庫の利用者について、該当するものすべてに○印を、「主な利用者」欄には、入庫量が一番多かった者の番号（1～8のうち一つ）を記入して下さい。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="8">利 用 者</td> <td>水産業協同組合</td> <td>②</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>組 合 員</td> <td>③</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>水 産 会 社</td> <td>④</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>卸 売 業 者</td> <td>⑤</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>買 受 人</td> <td>⑥</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>加 工 業 者</td> <td>⑦</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>⑧</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>自 営 品</td> <td>⑨</td> <td>8</td> </tr> </table> (上記のうち、入庫が多かった者の番号を記入して下さい。) <table border="1"> <tr> <td>主 な 利 用 者</td> <td>⑩</td> <td></td> </tr> </table> 3 冷凍・冷蔵庫の各能力をトン単位で記入して下さい。 (トン) <table border="1"> <tr> <td>製 氷 能 力</td> <td>⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (トン) <table border="1"> <tr> <td>冷 蔵 能 力</td> <td>⑫</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、容積建保管契約分</td> <td>⑬</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、貯氷分</td> <td>⑭</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (トン/日) <table border="1"> <tr> <td>凍 結 能 力</td> <td>⑮</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	営	業	用	①	1	自	家	用	2	利 用 者	水産業協同組合	②	1	組 合 員	③	2	水 産 会 社	④	3	卸 売 業 者	⑤	4	買 受 人	⑥	5	加 工 業 者	⑦	6	そ の 他	⑧	7	自 営 品	⑨	8	主 な 利 用 者	⑩		製 氷 能 力	⑪				冷 蔵 能 力	⑫				うち、容積建保管契約分	⑬				うち、貯氷分	⑭				凍 結 能 力	⑮				(変更なし) (変更なし) (一部削除) 1 「製氷能力」は、水産物の凍結及び冷蔵能力に直接的には関係ないため削除 2 「容積建保管契約分」及び「貯氷分」は、冷蔵能力の6%程度しかなく、事業実態を表す指標となりにくいため削除
営	業	用	009		1																																																																																																																									
自	家	用		2																																																																																																																										
		寄 託 品							自 営																																																																																																																					
		水産業協同組合	組 合 員	水産会社	卸 売 業 者	買 受 人	加 工 業 者	そ の 他																																																																																																																						
利 用 者	010	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																					
主 な 利 用 者	011	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																					
冷 蔵 能 力	012																																																																																																																													
凍 結 能 力	013																																																																																																																													
営	業	用	①	1																																																																																																																										
自	家	用		2																																																																																																																										
利 用 者	水産業協同組合	②	1																																																																																																																											
	組 合 員	③	2																																																																																																																											
	水 産 会 社	④	3																																																																																																																											
	卸 売 業 者	⑤	4																																																																																																																											
	買 受 人	⑥	5																																																																																																																											
	加 工 業 者	⑦	6																																																																																																																											
	そ の 他	⑧	7																																																																																																																											
	自 営 品	⑨	8																																																																																																																											
主 な 利 用 者	⑩																																																																																																																													
製 氷 能 力	⑪																																																																																																																													
冷 蔵 能 力	⑫																																																																																																																													
うち、容積建保管契約分	⑬																																																																																																																													
うち、貯氷分	⑭																																																																																																																													
凍 結 能 力	⑮																																																																																																																													

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																																																																												
Ⅲ 水産加工場について 1 過去1年間に生産した全ての水産加工品について、その種類ごとに生産量をkg単位で記入してください。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">生産量 (kg)</td> <td colspan="2">生産量 (kg)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">014</td> <td colspan="2">014</td> </tr> <tr> <td>冷凍水産物</td> <td>①</td> <td>その他</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>缶・びん詰</td> <td>②</td> <td>水産物漬物</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>ねり製品</td> <td>③</td> <td>調味料</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>かまぼこ類</td> <td>④</td> <td>水産物つくだ煮類</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>魚肉ハム・ソーセージ類</td> <td>⑤</td> <td>乾燥・焙焼・揚げ加工品</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>冷凍食品</td> <td>⑥</td> <td>その他</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td>素干し品</td> <td>⑦</td> <td>その他</td> <td>⑦</td> </tr> <tr> <td>塩干し品</td> <td>⑧</td> <td>寒天</td> <td>⑧</td> </tr> <tr> <td>塩蔵品</td> <td>⑨</td> <td>焼・味付のり</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>くん製品</td> <td>⑩</td> <td>油</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>節製品</td> <td>⑪</td> <td>飼肥料</td> <td>⑪</td> </tr> </table> 2 過去1年間に生産した全ての水産加工品について、年間の販売金額が最も多かった種類を、上記の番号①～⑪から選んで記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>年間販売金額第1位の水産加工品の種類</td> <td>015</td> </tr> </table>	生産量 (kg)		生産量 (kg)		014		014		冷凍水産物	①	その他	①	缶・びん詰	②	水産物漬物	②	ねり製品	③	調味料	③	かまぼこ類	④	水産物つくだ煮類	④	魚肉ハム・ソーセージ類	⑤	乾燥・焙焼・揚げ加工品	⑤	冷凍食品	⑥	その他	⑥	素干し品	⑦	その他	⑦	塩干し品	⑧	寒天	⑧	塩蔵品	⑨	焼・味付のり	⑨	くん製品	⑩	油	⑩	節製品	⑪	飼肥料	⑪	年間販売金額第1位の水産加工品の種類	015	〔Ⅲ〕水産加工品 1 貴事業所で過去1年間に生産した水産加工品の種類について、該当するものすべてに○印を、「主な加工種類」欄には、年間販売金額が最も多い加工種類一つ（01～21のうち一つ）を記入して下さい。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="21">加工種類</td> <td>冷凍水産物</td> <td>①</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>缶・びん詰</td> <td>②</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>ねり製品</td> <td>③</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>かまぼこ類</td> <td>④</td> <td>04</td> </tr> <tr> <td>魚肉ハム・ソーセージ類</td> <td>⑤</td> <td>05</td> </tr> <tr> <td>冷凍食品</td> <td>⑥</td> <td>06</td> </tr> <tr> <td>素干し品</td> <td>⑦</td> <td>07</td> </tr> <tr> <td>塩干し品</td> <td>⑧</td> <td>08</td> </tr> <tr> <td>塩蔵品</td> <td>⑨</td> <td>09</td> </tr> <tr> <td>くん製品</td> <td>⑩</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>節製品</td> <td>⑪</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>塩辛類</td> <td>⑫</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>水産物漬物</td> <td>⑬</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>水産物つくだ煮類</td> <td>⑭</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>乾燥・焙焼・揚げ加工品</td> <td>⑮</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>⑯</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>⑰</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>寒天</td> <td>⑱</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>焼・味付のり</td> <td>⑲</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>油</td> <td>⑳</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>飼肥料</td> <td>㉑</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主な加工種類</td> <td>㉒</td> <td></td> </tr> </table> 2 過去1年間に水産加工品を製造した総日数を記入して下さい。 <table border="1"> <tr> <td>(日)</td> </tr> <tr> <td>29</td> </tr> </table>	加工種類	冷凍水産物	①	01	缶・びん詰	②	02	ねり製品	③	03	かまぼこ類	④	04	魚肉ハム・ソーセージ類	⑤	05	冷凍食品	⑥	06	素干し品	⑦	07	塩干し品	⑧	08	塩蔵品	⑨	09	くん製品	⑩	10	節製品	⑪	11	塩辛類	⑫	12	水産物漬物	⑬	13	水産物つくだ煮類	⑭	14	乾燥・焙焼・揚げ加工品	⑮	15	その他	⑯	16	その他	⑰	17	寒天	⑱	18	焼・味付のり	⑲	19	油	⑳	20	飼肥料	㉑	21	主な加工種類		㉒		(日)	29	(変更) 1 水産加工統計調査の母集団情報として必要な種類別の生産量を把握 2 営んだ加工種類の把握については、種類別の生産量の有無により間接的に把握できるため削除 (削除) 加工場によって製造日数に大きな差はなく、200日以上製造した加工場が約7割を占めていること、又、主とする加工種類別にみても「煮干し品」及び「寒天」以外は全て250～299日製造した客体が最も多いことから項目を削除
生産量 (kg)		生産量 (kg)																																																																																																																												
014		014																																																																																																																												
冷凍水産物	①	その他	①																																																																																																																											
缶・びん詰	②	水産物漬物	②																																																																																																																											
ねり製品	③	調味料	③																																																																																																																											
かまぼこ類	④	水産物つくだ煮類	④																																																																																																																											
魚肉ハム・ソーセージ類	⑤	乾燥・焙焼・揚げ加工品	⑤																																																																																																																											
冷凍食品	⑥	その他	⑥																																																																																																																											
素干し品	⑦	その他	⑦																																																																																																																											
塩干し品	⑧	寒天	⑧																																																																																																																											
塩蔵品	⑨	焼・味付のり	⑨																																																																																																																											
くん製品	⑩	油	⑩																																																																																																																											
節製品	⑪	飼肥料	⑪																																																																																																																											
年間販売金額第1位の水産加工品の種類	015																																																																																																																													
加工種類	冷凍水産物	①	01																																																																																																																											
	缶・びん詰	②	02																																																																																																																											
	ねり製品	③	03																																																																																																																											
	かまぼこ類	④	04																																																																																																																											
	魚肉ハム・ソーセージ類	⑤	05																																																																																																																											
	冷凍食品	⑥	06																																																																																																																											
	素干し品	⑦	07																																																																																																																											
	塩干し品	⑧	08																																																																																																																											
	塩蔵品	⑨	09																																																																																																																											
	くん製品	⑩	10																																																																																																																											
	節製品	⑪	11																																																																																																																											
	塩辛類	⑫	12																																																																																																																											
	水産物漬物	⑬	13																																																																																																																											
	水産物つくだ煮類	⑭	14																																																																																																																											
	乾燥・焙焼・揚げ加工品	⑮	15																																																																																																																											
	その他	⑯	16																																																																																																																											
	その他	⑰	17																																																																																																																											
	寒天	⑱	18																																																																																																																											
	焼・味付のり	⑲	19																																																																																																																											
	油	⑳	20																																																																																																																											
	飼肥料	㉑	21																																																																																																																											
主な加工種類		㉒																																																																																																																												
(日)																																																																																																																														
29																																																																																																																														

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																															
3 過去1年間に販売した水産加工品の総額に該当する金額区分について、いずれか一つに○印を記入してください。 <table border="1"> <tr><td>1 0 0 万 円 未 満</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>100万～500万円未満</td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>500万～1,000万円未満</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>1,000万～5,000万円未満</td><td></td><td>4</td></tr> <tr><td>5,000万～1億円未満</td><td>016</td><td>5</td></tr> <tr><td>1億～5億円未満</td><td></td><td>6</td></tr> <tr><td>5億～10億円未満</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>10億円以上</td><td></td><td>8</td></tr> </table> 4 貴事業所における製品製造の工程管理内容についてお答えください。 (1) 11月1日現在、貴事業所ではHACCP手法による工程管理を採用していますか。いずれか一つに○印を記入してください。 <table border="1"> <tr><td>採 用 し て い る</td><td>017</td><td>1</td></tr> <tr><td>採 用 し て い な い</td><td></td><td>2</td></tr> </table> (2) HACCP手法を採用している理由について、全てに○印を記入してください。 <table border="1"> <tr><td>製 品 の 高 付 加 価 値 化</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>事故等のリスク削減のため</td><td>018</td><td>2</td></tr> <tr><td>輸出先の基準を満たすため</td><td></td><td>3</td></tr> </table>	1 0 0 万 円 未 満		1	100万～500万円未満		2	500万～1,000万円未満		3	1,000万～5,000万円未満		4	5,000万～1億円未満	016	5	1億～5億円未満		6	5億～10億円未満		7	10億円以上		8	採 用 し て い る	017	1	採 用 し て い な い		2	製 品 の 高 付 加 価 値 化		1	事故等のリスク削減のため	018	2	輸出先の基準を満たすため		3	3 過去1年間に販売した水産加工品の総額に該当する金額区分一つに○印を記入して下さい。 <table border="1"> <tr><td>100万円未満</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>100万～500万円</td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>500万～1,000万円</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>1,000万～5,000万円</td><td></td><td>4</td></tr> <tr><td>5,000万～1億円</td><td>24</td><td>5</td></tr> <tr><td>1億～5億円</td><td></td><td>6</td></tr> <tr><td>5億～10億円</td><td></td><td>7</td></tr> <tr><td>10億円以上</td><td></td><td>8</td></tr> </table> (変更) 従来、冷凍・冷蔵工場と水産加工場の共通項目(VIII-3)において「衛生管理施設への投資金額」として品質管理等への対応状況を把握していたが、食品の安全性の確保や品質管理への対応状況をより具体的にとらえるため、水産加工場についてのみHACCP手法に基づく製造工程管理に限定して実態を把握 〈関係部局と調整中〉	100万円未満		1	100万～500万円		2	500万～1,000万円		3	1,000万～5,000万円		4	5,000万～1億円	24	5	1億～5億円		6	5億～10億円		7	10億円以上		8	(変更なし)
1 0 0 万 円 未 満		1																																																															
100万～500万円未満		2																																																															
500万～1,000万円未満		3																																																															
1,000万～5,000万円未満		4																																																															
5,000万～1億円未満	016	5																																																															
1億～5億円未満		6																																																															
5億～10億円未満		7																																																															
10億円以上		8																																																															
採 用 し て い る	017	1																																																															
採 用 し て い な い		2																																																															
製 品 の 高 付 加 価 値 化		1																																																															
事故等のリスク削減のため	018	2																																																															
輸出先の基準を満たすため		3																																																															
100万円未満		1																																																															
100万～500万円		2																																																															
500万～1,000万円		3																																																															
1,000万～5,000万円		4																																																															
5,000万～1億円	24	5																																																															
1億～5億円		6																																																															
5億～10億円		7																																																															
10億円以上		8																																																															

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																						
	4 貴事業所で使用している原材料の仕入れ先について、「仕入れ先」欄には該当するものすべてに○印を記入して下さい。 仕入れ先で「輸入品」に該当した場合は、「輸入品の仕入れ割合」欄に貴事業所で使用している原材料のうち、輸入品の占める割合を記入して下さい。 <table><tr><td rowspan="12">仕 入 れ 先</td><td rowspan="6">国 産 品</td><td>市場の卸売業者</td><td>(25)</td><td>01</td></tr><tr><td>仲卸問屋</td><td>(26)</td><td>02</td></tr><tr><td>加工業者</td><td>(27)</td><td>03</td></tr><tr><td>自家生産物</td><td>(28)</td><td>04</td></tr><tr><td>漁業者</td><td>(29)</td><td>05</td></tr><tr><td>その他</td><td>(30)</td><td>06</td></tr><tr><td rowspan="6">輸 入 品</td><td>貿易商社</td><td>(31)</td><td>07</td></tr><tr><td>市場の卸売業者</td><td>(32)</td><td>08</td></tr><tr><td>仲卸問屋</td><td>(33)</td><td>09</td></tr><tr><td>加工業者</td><td>(34)</td><td>10</td></tr><tr><td>自社輸入</td><td>(35)</td><td>11</td></tr><tr><td>その他</td><td>(36)</td><td>12</td></tr></table> (割) <table><tr><td>輸入品の仕入れ割合</td><td>(37)</td><td></td><td></td></tr></table> 「その他」の内容を具体的に記入します。 5 水産加工品の出荷先について、該当するものすべてに○印を記入して下さい。 <table><tr><td>漁協の市場又は荷さばき所</td><td>(40)</td><td>1</td></tr><tr><td>漁協以外の卸売市場</td><td>(41)</td><td>2</td></tr><tr><td>流通業者・加工業者</td><td>(42)</td><td>3</td></tr><tr><td>小売業者</td><td>(43)</td><td>4</td></tr><tr><td>生協</td><td>(44)</td><td>5</td></tr><tr><td>外食産業・給食業者等</td><td>(45)</td><td>6</td></tr><tr><td>直売所</td><td>(46)</td><td>7</td></tr><tr><td>自家販売</td><td>(47)</td><td>8</td></tr><tr><td>その他</td><td>(48)</td><td>9</td></tr></table> 「その他」の内容を具体的に記入します。	仕 入 れ 先	国 産 品	市場の卸売業者	(25)	01	仲卸問屋	(26)	02	加工業者	(27)	03	自家生産物	(28)	04	漁業者	(29)	05	その他	(30)	06	輸 入 品	貿易商社	(31)	07	市場の卸売業者	(32)	08	仲卸問屋	(33)	09	加工業者	(34)	10	自社輸入	(35)	11	その他	(36)	12	輸入品の仕入れ割合	(37)			漁協の市場又は荷さばき所	(40)	1	漁協以外の卸売市場	(41)	2	流通業者・加工業者	(42)	3	小売業者	(43)	4	生協	(44)	5	外食産業・給食業者等	(45)	6	直売所	(46)	7	自家販売	(47)	8	その他	(48)	9	(削除) 報告者負担の軽減を図る観点から、2008年は調査を休止 類似するデータとして、食品流通構造調査（統計部消費統計室）において、水産食品製造業の事業所における仕入量及び仕入先別仕入割合を調査 〈関係部局と調整中〉 (削除) 報告者負担の軽減を図る観点から、2008年は調査を休止 〈関係部局と調整中〉
仕 入 れ 先	国 産 品			市場の卸売業者	(25)	01																																																																		
				仲卸問屋	(26)	02																																																																		
				加工業者	(27)	03																																																																		
				自家生産物	(28)	04																																																																		
				漁業者	(29)	05																																																																		
			その他	(30)	06																																																																			
	輸 入 品		貿易商社	(31)	07																																																																			
			市場の卸売業者	(32)	08																																																																			
			仲卸問屋	(33)	09																																																																			
			加工業者	(34)	10																																																																			
			自社輸入	(35)	11																																																																			
		その他	(36)	12																																																																				
輸入品の仕入れ割合	(37)																																																																							
漁協の市場又は荷さばき所	(40)	1																																																																						
漁協以外の卸売市場	(41)	2																																																																						
流通業者・加工業者	(42)	3																																																																						
小売業者	(43)	4																																																																						
生協	(44)	5																																																																						
外食産業・給食業者等	(45)	6																																																																						
直売所	(46)	7																																																																						
自家販売	(47)	8																																																																						
その他	(48)	9																																																																						

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由											
	6 魚類等の残滓の再生利用への取組みについて、該当するものすべてに○印を記入して下さい。 <table><tr><td>魚類等</td><td>工場で再生処理</td><td>④7</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="2">ぎんしの残滓</td><td>再生処理の業者に引き渡し</td><td>④8</td><td>2</td></tr><tr><td>廃棄処理の業者に引き渡し</td><td>④9</td><td>3</td></tr></table>	魚類等	工場で再生処理	④7	1	ぎんしの残滓	再生処理の業者に引き渡し	④8	2	廃棄処理の業者に引き渡し	④9	3	(削除) 報告者負担の軽減を図る観点から、2008年は調査を休止
魚類等	工場で再生処理	④7	1										
ぎんしの残滓	再生処理の業者に引き渡し	④8	2										
	廃棄処理の業者に引き渡し	④9	3										

2008年漁業センサス調査票 新旧対照表（案）

Ⅸ 海面漁業調査 漁業従事者世帯調査票

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由
	秘 指定統計第87号 漁業センサス 農林水産省 様式調第3号 2003年漁業センサス 海面漁業調査 漁業従事者世帯調査票 平成15年11月1日調査 この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収など）に使用することはありません。 大海区名 〔市町村〕 大 海 区 都 府 県 市 区 町 村 漁 業 地 区 基 本 調 査 区 客 体 連 帯 号 世 帯 区 分 名 称 番 号 世帯主の氏名 普通世帯 8 9 (該当番号を記入します。) 記入上の留意事項 1 調査票には、調査客体の管轄に記入していただく箇所と、調査員が管轄から聞き取って記入する箇所があります。 管轄に記入していただく箇所は、2ページの赤枠で囲まれた部分です。 記入に当たっては、「漁業従事者世帯の管轄へ」の記入の仕方及び調査票に書かれている注意事項をよく読んで記入されるようお願いします。 残りの箇所については、調査員が後日お問い合わせして聞き取りますので、それまで調査票の保管をお願いします。 2 調査票の内容については、本年（平成15年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。なお、過去1年間という場合は、平成14年11月1日から平成15年10月31日までを指します。 3 調査票への記入には、シャープペンシルか鉛筆を使用してください。 4 数字は算用数字で1マスに1字ずつ右に結めて記入してください。 次回、お伺いしますのは 月 日 ですので、それまでに該当箇所の記入をお願いします。 なお、記入に当たって分からない点がありましたら、調査員におたずねください。 調査員氏名 電 話 番 号	（廃止） 2003年漁業センサスでは、漁業従事者の氏名、住所等の客体名簿作成に必要な情報を雇用先の漁業経営体から把握していたが、個人情報保護意識の高まりにより、今後これらの情報を得て漁業従事者の所在を完全に補足することが困難なことから廃止 漁業従事者世帯の漁業就業者については、漁業経営体調査で把握

改正案

2003年漁業センサス

改正内容・改正理由

(赤枠内は経営体を代表する方が鉛筆で記入してください。)

1 満15歳以上の世帯員の就業状況(過去1年間(平成14年11月～15年10月))について記入してください。

「世帯の経済的担当者」とは、あなたの家や生計を支えている人を含みます。したがって、世帯の戸籍筆頭者や漁業従事者の中の中心的な働き手であるとは限りません。

「共同経営」とは、二人以上(法人を含めず)が漁船、漁具等の主要な生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいいます。

名 前 (世帯員とは、次のような人を含みます。) 1 住居と生計を共にしている人。 2 出張などで家を離れているが、不在期間が1年以内の人。 3 住み込みの雇い手で、1年以上経過した人又は経過見込みの人。 4 満15歳以上の世帯員が1人以上いる場合は、補綴票に記入してください。	世帯員番号	平成15年11月1日現在の年齢	性別		世帯の経済的担当者	本年3月に学校を卒業した人	過去1年間の就業状況				過去1年間に漁業に従事した人				過去1年間に漁業に従事しなかった人			
			男	女			漁業関係事業に従事した人	その他の仕事に従事した人	漁業関係事業に従事した人	その他の仕事に従事した人	漁業関係事業に従事した人	その他の仕事に従事した人						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
世帯員の年齢を記入してください。		(歳)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
満15歳以上	701		1	2	1	1	1	2	3	4								
	702		1	2	1	1	1	2	3	4								
	703		1	2	1	1	1	2	3	4								
	704		1	2	1	1	1	2	3	4								
	705		1	2	1	1	1	2	3	4								
	706		1	2	1	1	1	2	3	4								
	707		1	2	1	1	1	2	3	4								
	708		1	2	1	1	1	2	3	4								
	709		1	2	1	1	1	2	3	4								
	710		1	2	1	1	1	2	3	4								
満14歳以下の世帯員は判入ですが、																		
男	731	0	0															
女	732	0	0															

(1に○印が付いた世帯員の方についてのみ①～⑮欄の該当欄に記入してください。)

(廃止)

改正案

2003年漁業センサス

改正内容・改正理由

(廃止)

[illegible]

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																																		
	2 兼業について <table><tr><th colspan="4">漁業以外の仕事に雇われ</th><th rowspan="3">自 営 漁 業</th><th rowspan="3">自 営 農 業</th><th colspan="4">その他の自営業</th></tr><tr><th colspan="2">漁業関連施設に雇われ</th><th colspan="2">その他</th><th>水産加工業</th><th>遊漁案内業</th><th>旅館・民宿業</th><th>その他</th></tr><tr><th>常雇</th><th>臨時雇・日雇</th><th>常雇</th><th>臨時雇・日雇</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>751</td><td>0</td><td>0</td><td>03</td><td>04</td><td>05</td><td>06</td><td>07</td><td>08</td><td>09</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr></table> (2) 家として漁業雇われ又は共同経営とそれ以外の兼業とどちらが主（年間収入が多い）ですか。いずれかに○印を記入してください。 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>漁業雇われ又は主</td><td>共同経営又は主</td></tr><tr><td>752</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr></table> 3 家として漁業に雇われて又は共同経営に出資従事して得た労賃収入について該当するもの一つに○印を記入してください。 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>50万円未満</td><td>50万円～100万円</td><td>100万円～200万円</td><td>200万円～300万円</td><td>300万円～400万円</td><td>400万円～500万円</td><td>500万円以上</td></tr><tr><td>901</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>	漁業以外の仕事に雇われ				自 営 漁 業	自 営 農 業	その他の自営業				漁業関連施設に雇われ		その他		水産加工業	遊漁案内業	旅館・民宿業	その他	常雇	臨時雇・日雇	常雇	臨時雇・日雇					751	0	0	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12											漁業雇われ又は主	共同経営又は主	752	0	0	0	0	1	2						50万円未満	50万円～100万円	100万円～200万円	200万円～300万円	300万円～400万円	400万円～500万円	500万円以上	901	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	(廃止)
漁業以外の仕事に雇われ				自 営 漁 業	自 営 農 業			その他の自営業																																																																												
漁業関連施設に雇われ		その他						水産加工業	遊漁案内業	旅館・民宿業	その他																																																																									
常雇	臨時雇・日雇	常雇	臨時雇・日雇																																																																																	
751	0	0	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12																																																																								
										漁業雇われ又は主	共同経営又は主																																																																									
752	0	0	0	0	1	2																																																																														
					50万円未満	50万円～100万円	100万円～200万円	200万円～300万円	300万円～400万円	400万円～500万円	500万円以上																																																																									
901	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7																																																																									

2008年漁業センサス調査票 新旧対照表（案）

X 流通加工調査 水産物流通機関調査票（Ⅱ）【水産物卸売業者用】

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																									
	秘 指定統計第87号 漁業センサス 農林水産省 様式調第9号 2003年漁業センサス 流通加工調査 水産物流通機関調査票（Ⅱ） 【水産物卸売業者用】 平成15年11月1日調査 この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収など）に使用することはありません。 大海区名 <table><tr><td>大海区</td><td>都府県（支庁）</td><td>市区町村</td><td>漁業地区</td><td>市場一連番号</td><td>卸売業者一連番号</td></tr><tr><td>名称</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>市場名</td><td></td></tr><tr><td>卸売業者名</td><td></td></tr></table> 記入上の留意事項 1 この調査票は、水産物卸売業者の方が直接記入していただくようお願いします。 2 記入に当たっては、「水産物流通機関調査票（Ⅱ）の記入の仕方」の注意事項及び調査票に記載されている注意事項をよく読んで記入されるようお願いします。 3 調査票の内容については、本年（平成15年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。なお、過去1年間という場合は、平成14年1月1日から平成14年12月31日までを指します。 4 調査票への記入には、シャープペンシルか鉛筆を使用して下さい。 5 数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右につめて記入して下さい。 次回、お伺いしますのは 月 日 ですので、それまでに該当箇所の記入をお願いします。 なお、記入に当たって分からない点がありましたら、調査員におたずねください。 <table><tr><td>調査員氏名</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr></table> （廃止） 簡素・効率化の観点から水産物卸売業者に関する調査は廃止 類似するデータとして、全国の卸売業及び小売業を営む事業所を対象とした「商業統計調査」（経済産業省）において、日本標準産業分類「生鮮魚介卸売業」等について経営組織、従業員数、商品販売額等を調査	大海区	都府県（支庁）	市区町村	漁業地区	市場一連番号	卸売業者一連番号	名称						番号						市場名		卸売業者名		調査員氏名		電話番号	
大海区	都府県（支庁）	市区町村	漁業地区	市場一連番号	卸売業者一連番号																						
名称																											
番号																											
市場名																											
卸売業者名																											
調査員氏名																											
電話番号																											

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																									
	1 経営組織について、いずれか一つに○印を記入して下さい。 （会社に該当するものは、名称中に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」及び「合資会社」という文字を含みます。） <table><tr><td>漁業協同組合</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>漁協連合会</td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>会 社</td><td>①</td><td>3</td></tr><tr><td>個 人</td><td></td><td>4</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td>5</td></tr></table> 「その他」の内容を具体的に記入します。 2 11月1日現在の従業員数を記入して下さい。 （従業員とは、賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人をいいます。 なお、個人事業主及び無給の家族従業員も含みます。） <table><tr><td>男 性</td><td>②</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>女 性</td><td>③</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 3 過去1年間の取扱高について、数量欄に水産物取扱数量を、 金額欄に水産物取扱金額を記入して下さい。 （過去1年間に取り扱った水産物（活魚、生鮮品、冷凍品、加工品）の数量をいい、第1次水揚量（内水面漁業、養殖業による生産品を含む。）のほか、他の漁業地域からの搬入量も含みます。） <table><tr><td>数</td><td>総 数</td><td>④</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>水 揚 量</td><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>量</td><td>搬 入 量</td><td>⑥</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （前記の数量欄で記入した、魚市場に上場された数量に対応する総金額を記入します。） <table><tr><td>金 額</td><td>⑦</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	漁業協同組合		1	漁協連合会		2	会 社	①	3	個 人		4	そ の 他		5	男 性	②				女 性	③				数	総 数	④							水 揚 量	⑤						量	搬 入 量	⑥						金 額	⑦							
漁業協同組合		1																																																									
漁協連合会		2																																																									
会 社	①	3																																																									
個 人		4																																																									
そ の 他		5																																																									
男 性	②																																																										
女 性	③																																																										
数	総 数	④																																																									
	水 揚 量	⑤																																																									
量	搬 入 量	⑥																																																									
金 額	⑦																																																										

2008年漁業センサス調査票 新旧対照表（案）

XI 流通加工調査 水産物流通機関調査票（Ⅲ）【水産物買受人用】

改正案	2003年漁業センサス	改正内容
	秘 指定統計第67号 漁業センサス 農林水産省 様式調第10号 2003 年 漁 業 セ ン サ ス 流 通 加 工 調 査 水産物流通機関調査票（Ⅲ） 【水産物買受人用】 平成15年11月1日調査 この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。 大海区名 大海区 都府県（支庁） 市区町村 漁業地区 市場一連番号 買受人一連番号 名称 番号 市場名 買受人名 記入上の留意事項 1 この調査票は、水産物買受人の方が直接記入していただくようお願いします。 2 記入に当たっては、「水産物流通機関調査票（Ⅲ）の記入の仕方」の注意事項及び調査票に記載されている注意事項をよく読んで記入されるようお願いします。 3 調査票の内容については、本年（平成15年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。なお、過去1年間という場合は、平成14年1月1日から平成14年12月31日までを指します。 4 調査票への記入には、シャープペンシルか鉛筆を使用して下さい。 5 数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右につめて記入して下さい。 次回、お伺いするのは 月 日 ですので、それまでに該当箇所の記入をお願いします。 なお、記入に当たって分からない点がありましたら、調査員におたずねください。 調査員氏名 電話番号	（廃止） 簡素・効率化の観点から水産物買受人に関する調査は廃止 類似するデータとして、全国の卸売業及び小売業を営む事業所を対象とした「商業統計調査」（経済産業省）において、日本標準産業分類「生鮮魚介卸売業」等について経営組織、従業員数、商品販売額等を調査

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																				
	1 業態区分について、水産物の取扱高が最も多いものの番号に○印を記入して下さい。 出荷は他の魚市場や卸売業者に出荷を行っている者。卸は出荷以外で水産物の卸売を行っている者、加工は自家の加工原料として買い付けを行っている者、小売は直接消費者に販売を行っている者、その他は上記以外の者をいいます。 <table><tr><td>出 荷</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>卸</td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>加 工</td><td>①</td><td>3</td></tr><tr><td>小 店 舗 有 り</td><td></td><td>4</td></tr><tr><td>売 店 舗 な し</td><td></td><td>5</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td>6</td></tr></table> 「その他」の内容を具体的に記入します。 2 11月1日現在の従業者数を記入して下さい。 （人） 従業者とは、賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人をいいます。なお、個人事業主及び無給の家族従業者も含みます。 <table><tr><td>男 性</td><td>②</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>女 性</td><td>③</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 3 過去1年間の年間水産物取扱金額について、該当する金額区分一つに○印を記入して下さい。 過去1年間に取り扱った水産物（活魚、生鮮品、冷凍品、加工品）の取扱金額を記入して下さい。 <table><tr><td>100 万 円 未 満</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>100 万 ～ 500 万 円</td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>500 万 ～ 1,000 万 円</td><td></td><td>3</td></tr><tr><td>1,000 万 ～ 5,000 万 円</td><td>④</td><td>4</td></tr><tr><td>5,000 万 ～ 1 億 円</td><td></td><td>5</td></tr><tr><td>1 億 ～ 5 億 円</td><td></td><td>6</td></tr><tr><td>5 億 ～ 10 億 円</td><td></td><td>7</td></tr><tr><td>10 億 円 以 上</td><td></td><td>8</td></tr></table>	出 荷		1	卸		2	加 工	①	3	小 店 舗 有 り		4	売 店 舗 な し		5	そ の 他		6	男 性	②				女 性	③				100 万 円 未 満		1	100 万 ～ 500 万 円		2	500 万 ～ 1,000 万 円		3	1,000 万 ～ 5,000 万 円	④	4	5,000 万 ～ 1 億 円		5	1 億 ～ 5 億 円		6	5 億 ～ 10 億 円		7	10 億 円 以 上		8	
出 荷		1																																																				
卸		2																																																				
加 工	①	3																																																				
小 店 舗 有 り		4																																																				
売 店 舗 な し		5																																																				
そ の 他		6																																																				
男 性	②																																																					
女 性	③																																																					
100 万 円 未 満		1																																																				
100 万 ～ 500 万 円		2																																																				
500 万 ～ 1,000 万 円		3																																																				
1,000 万 ～ 5,000 万 円	④	4																																																				
5,000 万 ～ 1 億 円		5																																																				
1 億 ～ 5 億 円		6																																																				
5 億 ～ 10 億 円		7																																																				
10 億 円 以 上		8																																																				